

議第1号議案

横浜市会特別委員会設置議決の一部改正

横浜市会特別委員会設置議決の一部を次のように改正する。

平成29年5月16日提出

市会運営委員会

委員長 渋谷 健

横浜市会特別委員会設置議決の一部改正

横浜市会特別委員会設置議決（議決年月日 平成27年5月15日）の一部を次のように改正する。

「

大 都 市 行 財 政 制 度 特 別 委 員 会	大都市制度の早期実現を図るとともに、その実態に対応する行財政制度の確立を目的とし、これを強力に促進すること。	15人
基 地 対 策 特 別 委 員 会	米軍施設の跡地利用及び早期全面返還の促進等を図ること。	14人
減 災 対 策 推 進 特 別 委 員 会	減災及び防災対策の推進に関すること。	15人
観 光 ・ 創 造 都 市 ・ 国 際 戦 略 特 別 委 員 会	M I C E の 推 進、 国 際 コ ン テ ナ 戦 略 港 湾 の 推 進、 国 際 戦 略 総 合 特 区 の 推 進、 文 化 ・ 芸 術 等 の 大 規 模 集 客 イ ベ ン ト の 開 催 に 関 す る こ と 。	14人
健 康 づ く り ・ ス ポ ー ツ 推 進 特 別 委 員 会	運動による介護予防等あらゆる世代の健康づくり及び大規模スポーツイベント開催やスポーツ関連施設の整備等スポーツの振興に関すること。	14人

」

を

大 都 市 行 財 政 制 度 特 別 委 員 会	大 都 市 制 度 の 早 期 実 現 を 図 る と と も に 、 そ の 実 態 に 対 応 す る 行 財 政 制 度 の 確 立 を 目 的 と し 、 こ れ を 強 力 に 促 進 す る こ と 。	17人
基 地 対 策 特 別 委 員 会	米 軍 施 設 の 跡 地 利 用 及 び 早 期 全 面 返 還 の 促 進 等 を 図 る こ と 。	17人
減 災 対 策 推 進 特 別 委 員 会	減 災 及 び 防 災 対 策 の 推 進 に 関 す る こ と 。	17人
観 光 ・ 創 造 都 市 ・ 国 際 戦 略 特 別 委 員 会	M I C E の 推 進 、 国 際 コ ン テ ナ 戦 略 港 湾 の 推 進 、 国 際 戦 略 総 合 特 区 の 推 進 、 文 化 ・ 芸 術 等 の 大 規 模 集 客 イ ベ ン ト の 開 催 に 関 す る こ と 。	18人
健 康 づ くり ・ ス ポ ー ツ 推 進 特 別 委 員 会	運 動 に よ る 介 護 予 防 等 あ ら ゆ る 世 代 の 健 康 づ くり 及 び 大 規 模 ス ポ ー ツ イ ベ ン ト 開 催 や ス ポ ー ツ 関 連 施 設 の 整 備 等 ス ポ ー ツ の 振 興 に 関 す る こ と 。	17人

に改める。

#### 提 案 理 由

大 都 市 行 財 政 制 度 特 別 委 員 会 、 基 地 対 策 特 別 委 員 会 、 減 災 対 策 推 進 特 別 委 員 会  
、 観 光 ・ 創 造 都 市 ・ 国 際 戦 略 特 別 委 員 会 及 び 健 康 づ くり ・ ス ポ ー ツ 推 進 特 別 委 員  
会 の 委 員 の 定 数 を 変 更 す る た め 、 横 浜 市 会 特 別 委 員 会 設 置 議 決 の 一 部 を 改 正 し た  
い の で 提 案 す る 。

横浜市会特別委員会設置議決

〔上段 改正案〕  
〔下段 現 行〕

委員会の名称	付 議 事 件	委員定数	委員長及び 副委員長	期 間
大 都 市 行財政制度 特別委員会	大都市制度の早期実現を図るとともに、 その実態に対応する行財政制度の確立を目的とし、これを強力に促進すること。	$\frac{17人}{15人}$	委員長 1人 副委員長 2人	議 会 閉 会 中 も 審 査 を 行 い 、 そ の 終 了 ま で 継 続 す る 。
基 地 対 策 特別委員会	米軍施設の跡地利用及び早期全面返還 の促進等を図ること。	$\frac{17人}{14人}$	委員長 1人 副委員長 2人	
減災対策推進 特別委員会	減災及び防災対策の推進に関すること。	$\frac{17人}{15人}$	委員長 1人 副委員長 2人	
観 光 ・ 創造都市・ 国 際 戦 略 特別委員会	MICEの推進、国際コンテナ戦略港湾 の推進、国際戦略総合特区の推進、文化・ 芸術等の大規模集客イベントの開催に関 すること。	$\frac{18人}{14人}$	委員長 1人 副委員長 2人	
健康づくり・ スポーツ推進 特別委員会	運動による介護予防等あらゆる世代の 健康づくり及び大規模スポーツイベント 開催やスポーツ関連施設の整備等スポー ツの振興に関すること。	$\frac{17人}{14人}$	委員長 1人 副委員長 2人	

横浜市会委員会条例（抜粋）

（特別委員会の設置等）

第5条 特別委員会は、特定の事件を審査するため必要がある場合に市会の議決により設置する。

2 特別委員の定数は、市会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。